

借入機器保守仕様

1 設置場所

福島県立相馬高等学校 2階 コンピュータ室

2 機器の設置、調整及びシステムの構築について

- ・福島県立相馬高等学校担当者（以下「担当者」）と打ち合わせの上、設置完了までの日程調整を行うこと。
- ・機器の設置・調整は、専門の技術者が行うこと。
- ・機器の設置に当たっては、設置場所の状況に応じて耐震対策を施すこと。
- ・各機器・各システムが正常に動作するまでのハードウェアの設定、ソフトウェアのインストール及び環境設定を行い、それぞれ動作確認を行うこと。
- ・担当者の指示に応じ既存システムからのプログラムやデータの移行作業を行なうこと。
- ・全システムが支障なく運用できることを教師立会のもと確認すること。
- ・搬入、据付、配線（電源系を含む）及び調整等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

3 保守・支援要件について

- ・契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

(1) 保守体制について

ア 障害に関する受付について、平日の9時30分から17時30分まで対応できる体制が整っていること。

イ 障害発生から24時間以内に応急復旧を施し、72時間以内に完全復旧させること。また、要望があった場合は、代替品の提供を行なうこと。

(2) 保守サービスについて

ア 本システムを構成する全てのハードウェアについて、6年間の保守サービスを提供すること。

イ 担当者との打ち合わせの上、年1回以上の定期点検を実施すること。

(3) 教育・研修について

機器設置完了後、担当者との打ち合わせの上、必要の都度ハードウェア及びソフトウェアに関する操作研修を実施すること。また、その後の技術的要望に対しても援助支援すること。

- ・上記に関する保守費用は、全て受注者の負担とする。なお、以下の費用についてはこの限りではない。

- ① 発注者の要求による機器等の改造
- ② プリンタ用インク、用紙等の補給品の供給
- ③ 天災または保険事故により機器等に生じた故障の修理
- ④ 発注者の不適切な機器等の使用または取扱いにより生じた故障の修理

4 成果品の提出

設置完了後、以下の書類を提出すること。

- ・ネットワーク接続図
- ・各機器環境設定書
- ・運用・操作手引書
- ・保守体制・定期点検保守項目・保守スケジュール・緊急時の障害復旧方法に関する説明書